

会議記録

| | |
|--------------|---|
| 会議の名称 | 議会改革特別委員会 |
| 開催日時 | 令和8年2月9日(月) 午前10時00分から午前11時02分 |
| 開催場所 | 宮代町役場 議会室 |
| 出席委員の氏名 | <p>委員長 合川 泰治 副委員長 野原 洋子 委員 丸山 妙子 福澤 和美 小島 あけみ 塚村 香織 川野 武志 議長 田島 正徳</p> |
| 出席職員の職・氏名 | <p>議会事務局長 押田 昭浩 主幹 関根 雅治 主任 金子 尚子</p> |
| 会議の公開・非公開 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 一部公開又は非公開の理由 | |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 |
| 傍聴者の人数 | 1名 |
| 会議資料の名称 | 次第 |
| 記録の作成方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 |
| 審議の内容 | <p>(1) デモポリ一体験研修会(主権者教育出前講座)について (川野委員) ・体験研修会は、議員全員が参加するのか。 (合川委員長) ・参加は全員である。 【決定事項】 ・4月中旬に研修会を実施する。</p> <p>(2) (仮称)議会広報モニター設置要綱について (塚村委員) ・第9条で報酬は無報酬ということだが、予算が要求できる令和9年度以降も無報酬となるのか。 (合川委員長) ・モニターの方には無報酬ということで委員会で決定した。 (丸山委員) ・第8条第3項で「議会広報モニターの氏名は、公表しない。」 ことについて皆さんのお意見を伺いたい。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表すると、はっきり意見を出すことができない恐れがある。本人の承諾が得られれば、顔写真や名前を公表する。 <p>(塚村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりにモニターを紹介することはできるか。 <p>(丸山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱の時にはどうするか、皆さんの意見を伺って決めたい。 <p>(野原副委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表してもよいと思うが、個人情報でもあるので他の自治体ではどうしているか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案は諏訪市の要綱を参考にした。公平を期すため、公表していないとのことである。例外に公表するということもできるよう運用を決めてもらえばよい。 <p>(合川委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集の際に氏名を公表するかしないかを決めておく必要がある。 <p>(福澤委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3項に、公表できるよう文言を追加するのがよい。 <p>(小島委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の承諾を得られれば公表するのでよいと考える。 <p>(合川委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則公表することとし、本人の申出がある場合は公表しないというのではどうか。 ・モニターの募集はいつぐらいからになるか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集の日程ですが、委員会で決まったのは、8月の議会だよりの発行からモニターを開始することになっている。3月議会が終わって要綱を作成し、議会改革特別委員会から議長に報告し、議長から議会広報委員会へ照会後議会広報委員会が承認し、議長決裁となる。5月の議会だよりで予告し、広報には7月に募集をする。 <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会広報モニターの氏名は原則公表する。例外として、本人の申出があれば公表しない。 <p>(3) その他</p> <p>田島議長から4市2町の議長会議で情報交換された、本会議での事前通告制について説明があった。</p> <p>(丸山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入には賛成だが、時間制限はしない。 <p>(野原副委員長、塚村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な質疑ができないことが気になっていた。先日のオンライン研修会で岩崎議会改革アドバイザーからのご意見を聞いて、導入する考えになった。 <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入について協議し、決定をする。 |
|--|---|

| | |
|---------|---|
| | <p>タブレット端末の導入について (福澤委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入のスケジュールは。 (事務局) 予算の可決後、貸与規程、運用のルール、ソフトの種類（ライン、チャットG P T等）を事前に決定しなければいけない。 契約後、9月議会は紙の資料とタブレットの併用、12月議会でタブレットをスタートする予定である。3月議会には完全ペーパーレスとなる。 (丸山委員) 紙の資料についての運用ルールを検討していかなければならぬ。 (野原副委員長) タブレット端末の充電環境はどうなるのか。 (事務局) モバイルバッテリーの利用を考えている。難しいようなら有線となるが、業者と相談して決定したい。 ハラスマント根絶条例について 合川委員長から制定後の検討材料としてのアンケート実施について、提案があった。 【決定事項】 4月以降アンケートを実施し、ハラスマントの検証をする。 |
| その他必要事項 | |